

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人可部大文字会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号(別紙3・1)に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員に対しては、その地位にあることのみによって報酬は支払わない。

2 評議員が評議員会出席以外で、理事長の命を受けて特別な業務に当たった場合は、別紙1により報酬及び費用等を支給することができる。

(理事の報酬等)

第4条 理事に対しては、その地位にあることのみによって報酬は支払わない。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別紙1により報酬及び費用等を支払う事ができる。

(理事長・業務執行理事の報酬)

第5条 理事長及び業務執行理事に対しては別紙1により、報酬を支払う事ができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別紙1により報酬等及び費用を支払う事ができる。

(退職手当・功労金)

第7条 役員の退任、又は退職した場合に、退職手当・功労金を支給することが出来る。

- ① 退職慰労金は評議員会が決議した金額を確定額とする。
- ② 功労金は在任中の功労に対して、別紙1により理事会で審議し評議員会の承認を得て支給することが出来る。

(理事会・評議会への出席)

第8条 役員または評議員が理事会及び評議会に出席したときは、別紙1により報酬及び旅費を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員または評議員が、法人業務のために出張する場合には別紙1により報酬及び旅費等を支給する事ができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し増額する事ができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算する事ができる。

(報酬等の額の決定)

第10条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(費用弁償の支給)

第11条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

(報酬等の支給日)

第12条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝

日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要的都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第13条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第14条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号(別紙3-1)に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月8日(評議員会の議決日)から施行する。

別紙1

報酬等表(案)

理事・監事・評議員に対する手当

名称	報酬 1 日あたり	旅費
理事業務報酬等	10,000 円	実費
監事監査指導報酬等	10,000 円	実費
監事監査事前準備報酬等	20,000 円	実費
評議員業務報酬	10,000 円	実費

(5条関係) 理事長・業務執行理事に対する手当

名称	報酬 1 ヶ月あたり
理事長報酬等	500,000 円
業務執行理事報酬等	200,000 円

(7条関係)退職慰労金

在任中の功労に対して理事会で審議し、評議員会の承認を得て退職慰労金を支給することができる。

(7条関係)功労金

在任中、特に功績顕著と認められる役員に対して、退職慰労金とは別に功労金を支給することがある。ただし、法人の業績や財務状況を鑑みた上で、理事会で審議し、評議員会の承認を得て、功労金を支給することができる。

(8条関係) 理事・監事・評議員が理事会・評議員会に出席した場合の手当

名称	報酬 1 出席あたり	旅費
理事会出席報酬等	20,000 円	報酬に含む
評議員会出席報酬等	20,000 円	報酬に含む

(9条関係) 理事・監事・評議員の出張手当

名称	宿泊費	報酬 1 日あたり	旅費	その他
県外	12,000 円	10,000 円	実費	実費
県内	なし	5,000 円	実費	実費